

今年度、最後の公募になります！

既存不適合機械等更新支援補助金

移動式クレーン(積載形トラッククレーン)の過負荷防止装置の
改修、買換に要する経費の一部補助

第3回申請受付期間：11月16日(水)～11月24日(日)

～11月19日期限を延長しました！～

(申請書類の提出期限：11月24日(日)消印有効)

この既存不適合機械等更新支援補助金(間接補助金)は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。企業規模、クレーン等の能力、対象機械等の安全性、経過年数等を委員会で審査した上で競争的に交付決定します。

1 対象となる申請者

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2) 労災保険に特別加入している個人事業者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者)
- (3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2 対象となる経費の概要

(1) 対象 ※交付決定前の改修・買換は、対象となりませんので、ご注意ください。

① 既存不適合機械等

改正移動式クレーン構造規格(平成30年3月1日適用)に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン(つり上げ荷重が3t未満)の改修、買換

② 適合機械等

過負荷となった場合に警報を発し、かつ停止する機能を有し、(一社)日本クレーン協会規格JCAS2209-2018「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」に適合するものへの改修、買換

(2) 間接補助金交付額

- ① 1機械あたりの上限：100,000円(補助対象経費「上限200,000円」の1/2)
- ② 同一申請者あたりの合計額の上限：300,000円

3 問い合わせ

建設業労働災害防止協会
更新支援補助金事務センター

※詳細は建災防ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。
建災防ホームページ：<https://www.kensaibou.or.jp>
TEL:03-6275-1085 FAX:03-6275-1089

4 加点基準

(1) 企業規模

雇用労働者数 (人)	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50以上
加点	30	25	20	15	10	0

※ 労災保険第2種特別加入者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)は、労働者が1人であるとみなす。

(2) クレーン等の能力

クレーン容量 (t・m)	10以上	7以上 10未満	5以上 7未満	3以上 5未満	3未満
加点	30	20	10	5	0

(3) 追加安全措施

追加安全措施の数	2	1	0
加点	10	5	0

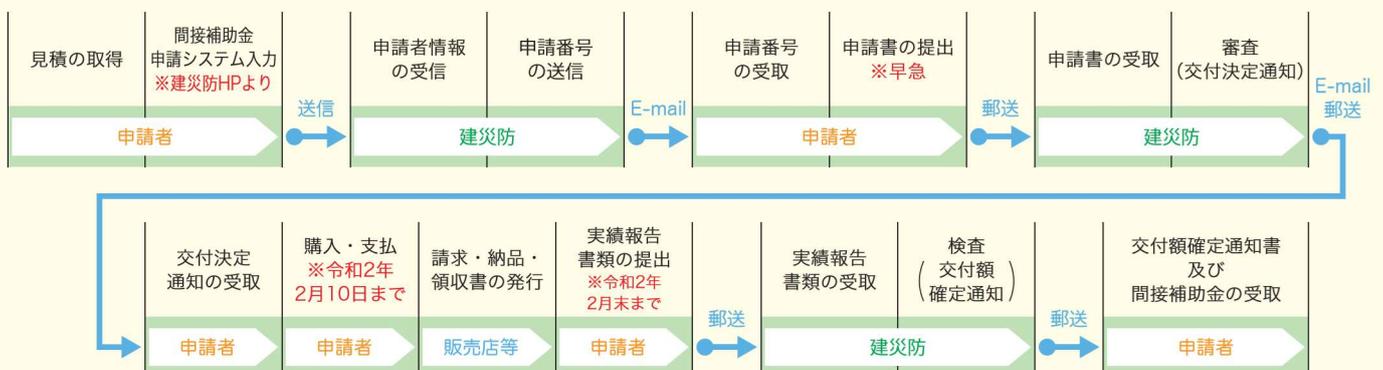
※ 遠隔操作機能を有するもの
 ※ 警報用三色灯を備えているもの



(4) 移動式クレーン(荷重計) 製造年月からの経過年

製造年月からの経過年	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
加点	30	20	10	5	0

5 申請等の手順



※ 交付決定前の改修・買換は、対象となりませんので、ご注意ください。